

本大会における詩、歌詞、その他著作物の引用等の取り扱いについて

本大会において揮毫する文字に関しては、オリジナルの文言を揮毫することを想定して大会を開催しております。

しかし、本大会において詩、歌詞、その他著作物を引用、使用して揮毫する場合、著作権法第38条1項の「営利を目的としない上演等」、もしくは第35条1項の「学校その他の教育機関における複製等」などには当たらないので、使用について事前に許諾が必要となります。

使用する音楽に関しては会場であるイオンモール株式会社がJASRACとBGM演奏に関して包括契約を結んでおりJASRAC管理楽曲は使用できますが、歌詞の使用については包括契約の内容に含まれておらず、引用、使用する場合は著作権者の許諾が必要となります。

JASRACサイト 使用料の計算方法（書道作品、美術作品、工芸作品、歌碑等の展示物・掲示物等）

https://www.jasrac.or.jp/info/create/cal_exhibition.html

また、小説、詩、俳句など文芸作品を使用する場合は、日本文藝家協会という協会に登録している作家につきましては著作権の申請を受け付けています。

登録作家検索ページ

<https://www.bungeika.or.jp/wlistframe.html>

また、書道で使用する場合の著作権申請については、下記ページに入ってくださいインターネット上での書類の作成、その後印刷して郵送して申請を行います。

<https://www.bungeika.or.jp/fm/11/fm.php>

使用料に関しては下記使用料規程の「その他」の部分に該当し、明示はされていません。

<https://www.bungeika.or.jp/pdf/20181102kitei.pdf>

なお、使用する著作物の使用許可に関する各著作権管理団体などとの手続き、契約、使用料の支払いなどに関しましては、各学校様で直接行っていただく必要がございます。その際、使用目的に関しましては書道パフォーマンスへの揮毫の他にWEBサイトへの掲載、テレビ番組での放映（決勝に進出時に必要）などの項目も記載いただく必要がございます。

また、予選用にご提出いただく動画でのみ著作物の一部もしくは全部を使用する場合、公開されるものではございませんので手続きの必要はございません。ただし、その場合は各地区大会への出場の際は別の作品を揮毫していただく必要がございます。

著作権者が死後70年を過ぎた著作物については、著作権自体が消滅しており著作権料の支払いなどの必要はなくなります。